

築上町キッチンカー購入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、新しい経営スタイルの確立を目指すためキッチンカーによる飲食店事業を新たに実施する者に対し、その事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助し、築上町キッチンカー購入費等補助金(以下「補助金」という。)の交付に関して、築上町補助金等交付規則(平成18年築上町規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1)キッチンカー 車両内で食品の調理加工できる設備が車両内に固定されている車両をいう。
- (2)法人 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者をいう。

(補助対象)

第3条 本事業における補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1)町内に住民登録があり、町内を営業拠点とする個人、又は町内に事業所を有する法人、並びに新たに町内を拠点にキッチンカーでの創業を行う個人又は法人。
- (2)補助を受けてから5年間はキッチンカー事業を継続する意思があること。
- (3)町税を滞納していないこと。
- (4)食品衛生法その他移動販売業務に関係する法令を遵守していること。
- (5)導入したキッチンカーをキッチンカー以外の用途には使用しないこと。
- (6)築上町暴力団排除条例(平成22年築上町条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団でないものであって、同条第2号に規定する暴力団員等を雇用していないもの又は、暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (7)政治活動、宗教活動等を主たる目的とする団体等でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、キッチンカーの導入等に着手する前に築上町キッチンカー購入費等補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、調査等を行うものとする。当該申請に係る補助金を交付すべきものと認められる場合には、築上町キッチンカー購入費等補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 町長は補助金の交付決定をする場合には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く)をする場合には、町長の承認を得ること。
- (2) 保健所の営業許可が下りず、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けること。
- (3) 築上町キッチンカー購入費等補助金交付申請に係る誓約書兼同意書(様式3号)に誓約・同意し、その内容を遵守すること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度終了後5年間保管すること。
- (5) 補助金の額の確定の日の属する年度終了後5年間、毎年度終了後に売上台帳の写しを提出すること。但し、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその限りではない。

(交付決定額の変更)

第8条 前条第1号又は第2号の規定により町長の承認を受けようとするときは、築上町キッチンカー購入費等補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に定める申請があったときは、内容を審査し、適正と認められる場合には築上町キッチンカー購入費等補助金変更(中止・廃止)承認決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告は、築上町キッチンカー購入費等補助金実績報告書(様式第6号)によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日)から10日以内又は令和5年2月末日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条に定める実績報告のあった補助事業について適当と認めるときは、築上町キッチンカー購入費等補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者が補助金の交付を請求するときは、築上町キッチンカー購入費等補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、規則第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を築上町キッチンカー購入費等補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとし、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(返還命令)

第13条 前条の規定により補助金の返還を命ずるときは、築上町キッチンカー購入費等補助金返還命令書(様式第10号)により行うものとする。

(財産の処分)

第14条 補助事業者は、取得財産等の取得日から5年以内に処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、築上町キッチンカー購入費等補助金取得財産等処分承認申請書(様式第11号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、補助事業者が前項の規定に違反して財産処分をしたときに、これを準用する。

(取得財産等の処分の承認)

第15条 町長は前条第1項の申請書の提出があったときは、審査の上、取得財産等の処分の承認を行い、築上町キッチンカー購入費等補助金取得財産等処分承認通知書(様式第12号)により当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認をしようとする場合において、補助事業者が当該取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、第10条の規定により確定した補助金額の範囲内において、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月23日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	キッチンカーの購入費又は既存車両の改修費
対象外となる経費	<ul style="list-style-type: none">・経常的な人件費、維持管理費・各種許認可、契約等に係る費用・消費税及び地方消費税・キッチンカー以外に要する備品購入費、広報費等・パソコン、電話等汎用性が高く使用目的が特定されないもの・交付決定前に購入、契約等したもの
補助金額	<ul style="list-style-type: none">・購入については、補助対象経費から国・県の補助金を除いた額の1/2以内又は200万円のいずれか低い額・改修については、補助対象経費から国・県の補助金を除いた額の1/2以内又は100万円のいずれか低い額・補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。